○総務省告示第四百八号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年総務省告示第二十七号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和八年九月十七日	中道改革連合	代表者の氏名	小川　淳也	渡辺　創

○総務省告示第四百九号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成十一年自治省告示第十二号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和八年十月八日	公明党	代表者の氏名	岡本　三成	菊地とし子

○総務省告示第四百十号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成十一年自治省告示第十三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和八年十月八日	公明党	代表者の氏名	岡本　三成	菊地とし子

○総務省告示第四百十一号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	候補者となるべき者の選定の手続
令和八年九月十七日	民主改革の会	東京都千代田区永田町一―一―一	小川　淳也	議員総会	党規約第七条第一項に基づく	幹事長が発議し、議員総会が決定

○総務省告示第四百十二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
令和八年九月十七日	民主改革の会	東京都千代田区永田町一―一―一	小川　淳也	議員総会	党規約第七条第一項に基づく	幹事長が発議し、議員総会が決定

○中央選挙管理会告示第二十三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年中央選挙管理会告示第二十一号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和八年九月十七日	中道改革連合	代表者の氏名	渡辺　創	小川　淳也
令和八年十月八日	公明党	代表者の氏名	岡本　三成	菊地とし子（竹谷とし子）

○中央選挙管理会告示第二十四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
令和八年九月十七日	民主改革の会	民主	東京都千代田区永田町一―一―一	小川　淳也

○外務省告示第三百三十六号

令和八年八月十二日にティラナで、円借款の供与に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の平成二十年四月十五日付けの交換公文に従ってアルバニア共和国政府に供与されることになったティラナ首都圏下水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和五年四月十九日付けの口上書により令和八年十月二十四日まで延長された。）がアルバニア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和十三年十二月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、アルバニア共和国政府との間に行われた。

令和八年十一月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百三十七号

令和八年十月三十日にリロングウェで、マラウイ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日本側　内藤康司在マラウイ大使

マラウイ側　ジョセフ・ムワナムヴェカ財務・経済計画・地方分権大臣

令和八年十一月十七日

外務大臣　茂木　敏充